

○ 国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る再評価実施要領の改正点

(傍線部分は改正部分)

	改	正	現	行	備考
第1 目的		(略)	第1 目的	(略)	
第2 再評価の対象とする事業の範囲	(略)	(略)	第2 再評価の対象とする事業の範囲	(略)	
第3 再評価を実施する事業	(略)	(略)	第3 再評価を実施する事業	(略)	
第4 再評価の実施及び結果等の公表			第4 再評価の実施及び結果等の公表		
4 一括配分に係る事業に関する特例事項			4 一括配分に係る事業に関する特例事項		
② 3の規定については、「所管部局等」を「所管部局等及び当該事業を所管する地方支分部局等」と読み替えるものとする。			② 2の規定については、「所管部局等」を「所管部局等及び当該事業を所管する地方支分部局等」と読み替えるものとする。		
第5 再評価の手法			第5 再評価の手法		
1 再評価手法の策定			1 再評価手法の策定		
(1) 所管部局等は、事業種別ごとの費用対効果分析を含む再評価手法を策定する。なお、事業種別ごとの再評価手法の策定に当たっては、評価手法研究委員会（「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」第5の1に定める評価手法研究委員会をいう。）等第三者の意見を聞くものとする。			(1) 所管部局等は、事業種別ごとに費用対効果分析を含む再評価手法を策定し、公共事業評価システム検討委員会（「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」第6に定める公共事業評価システム検討委員会をいう。以下「検討委員会」という。）に報告するものとする。		
(2) 所管部局等は、事業種別ごとに策定した再評価手法を公共事業評価システム検討委員会（「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」第5の1に定める評価手法研究委員会をいう。）等第三者の意見を聞くも			所管部局等は、事業種別ごとの再評価手法の策定・改善に当たっては、評価手法研究委員会（「国土交通省所管公共事業の新規事業採択時評価実施要領」第5の1に定める評価手法研究委員会をいう。）等第三者の意見を聞くも		

改 正	現 行	理 由
<p>公共事業評価システム検討委員会をいう。以下「検討委員会」という。）に報告するとともに、策定した再評価手法を公表するものとする。</p> <p>(3) 再評価手法の改善については、第5の1(1)及び(2)の「策定」を「改善」に読み替えるものとする。</p>	<p>所管部局等は、策定した再評価手法を公表するものとする。</p>	
<p>第7 施行</p> <p>1 本要領は、平成15年〇月〇日から施行する。</p> <p>2 本要領の施行に伴い、「国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る再評価実施要領（平成13年7月6日策定）」は、廃止する。</p>	<p>本要領は、平成13年7月6日から施行する。</p>	